

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	生活保護に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高崎市長

## 公表日

令和4年11月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】</p> <p>生活保護に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち生活保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>1. 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 保護の実施に関する事務</p> <p>② 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務</p> <p>④ 保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>⑤ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑥ 保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>⑦ 徴収金の徴収に関する事務</p> <p>⑧ 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>2. 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)」によるオンライン資格確認の導入により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携事務</p> <p>②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</p> <p>③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</p> <p>④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p> <p>②～④の事務については支払基金へ委託する事務である。</p>
③システムの名称	あゆむくん 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 15,101の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120,121の項 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第二条六項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高崎市市民部市民生活課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話:027-321-1230

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

高崎市福祉部社会福祉課  
〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1

電話:027-321-1244

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	なし	新規追加	事後	様式変更に伴う項目追加
令和3年8月20日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87, 90,94,104,106,108,116,120の項  (別表第二における情報照会の根拠) 26の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87, 90,94,104,106,108,116,120の項  (別表第二における情報照会の根拠) 26の項	事前	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正 施行日:令和3年9月1日
令和3年9月13日	I 1②事務の概要	【事務の概要】 生活保護に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち生活保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1. 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦ 徴収金の徴収に関する事務	【事務の概要】 生活保護に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち生活保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1. 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦ 徴収金の徴収に関する事務 ⑧ 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う事務追加
令和3年9月13日	Ⅱ 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月13日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	再評価に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月13日	I 1③システムの名称	あゆむくん 統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	あゆむくん 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	事後	再評価に伴う変更
令和4年10月1日	I 1③システムの名称	あゆむくん 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	あゆむくん 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	再評価に伴う変更
令和4年10月1日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 15の項	番号法第9条第1項 別表第一 15,101の項	事後	令和4年10月に開始される公的給付支給等口座登録制度の施行に伴う追加
令和4年10月1日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87 ,90,94,104,106,108,116,120の項  (別表第二における情報照会の根拠) 26の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87 ,90,94,104,106,108,116,120,121の項 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第二条六項	事後	令和4年10月に開始される公的給付支給等口座登録制度の施行に伴う追加
令和4年10月1日	II 1. 対象人数	令和3年9月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	再評価に伴う変更
令和4年10月1日	II 2. 取扱者数	令和3年9月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	再評価に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	I 1 ②事務の概要	<p>【事務の概要】 生活保護に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち生活保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>1. 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦ 徴収金の徴収に関する事務 ⑧ 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>【事務の概要】 生活保護に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち生活保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>1. 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦ 徴収金の徴収に関する事務 ⑧ 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>2. 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)」によるオンライン資格確認の導入により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携事務 ②医療保険者等向け中間サーバー等における</p>	事後	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)」によるオンライン資格確認の導入による事務追加